

「特定保険医療材料」解説

特材算定ハンドブック

レセ電コード付

令和4年4月版

監修 川村 雅文

医療材料実務研究会

序 文

手術等に使用される医療用材料は、従来特定治療材料とされてきましたが、平成6年4月における診療報酬改定で特定保険医療材料となりました。官報に告示される形式は分野名によるものであり、内容はわかりづらいものです。材料を直接見る機会の少ない事務職にとって、特定保険医療材料は保険医療の中でも難解な部類に入ると考えられます。少しでも理解しやすくかつ保険請求が適正に行われることを念願して本書を企画しました。執筆に当たっては、各分野における優秀な臨床医による医療材料実務研究会を組織し、制作いたしました。

本書の特徴は次のとおりです。

- (1) 医療保険の視点で特定保険医療材料をまとめている
- (2) 医療のICT化に質し、レセプト電算処理マスターで使用する各マスターに準拠している
- (3) 分野（もしくは機能区分）ごとに、保険請求の留意事項（本書では保険メモ）、主な適応、関連手技を確認できる
- (4) 前版（令和2年4月版）から追加・廃止等のあった分野（もしくは機能区分）について、巻頭にまとめて掲載をしている
- (5) 近年追加された機能区分については、関連学会の定める指針等の遵守が求められているものが多数あるため、紙面の都合上許す範囲で該当分野に（参考）として掲載している

特定保険医療材料は、診療行為の中で使用されるものです。診療行為が主であり特定保険医療材料は従となります。本書は特定保険医療材料を主軸にした図書のため、診療行為を関連手技等と表記して、あたかも従のような構成にしましたが、診療行為が主であることはいうまでもありません。まず関連手技等の項に注目していただき、つぎに主な適応疾患、保険メモ等の項を確認していただければと思います。

現場の方々の視点で制作したつもりですが、ご意見があればぜひ出版元に連絡をお願いいたします。次版以降の改善につなげさせていただきます。また、特定保険医療材料の個々の製品については、同じ出版元が販売している「特材品目・算定データベース」を参照ください。

本書が特定保険医療材料の理解、ひいては特定保険医療材料の適正な使用の一助になれば、これに勝る喜びはありません。

令和4年4月

令和4年4月診療報酬改正に伴う機能区分の見直しについて

1 細分化及び合理化について

①001 血管造影用シースイントロデューサーセット【細分化】

旧機能区分	新機能区分
001 血管造影用シースイントロデューサーセット (1)一般用	001 血管造影用シースイントロデューサーセット (1)一般用 ①標準型 ②特殊型

当該機能区分に属する一部の製品は、透析時に送血又は脱血に使用することができることから、特殊型として標準型と区別し、細分化する。

旧機能区分	新機能区分
001 血管造影用シースイントロデューサーセット (4)大動脈用ステントグラフト用	001 血管造影用シースイントロデューサーセット (4)大動脈用ステントグラフト用 ①標準型 ②特殊型 ア 65cm未満 イ 65cm以上

当該機能区分に属する製品の止血弁性能の違いを踏まえて、特殊型として標準型と区別し、細分化する。

また、シース作業長が65cm以上のシースについては、蛇行した下行大動脈を有する症例等におけるステントグラフト等のデリバリーに使用され、使用対象となる症例が異なることから、65cm以上を65cm未満と区別し、細分化する。

②025 套管針カテーテル【細分化】

旧機能区分	新機能区分
025 套管針カテーテル (1)シングルルーメン ①標準型	025 套管針カテーテル (1)シングルルーメン ①標準型 216 レーザー光照射用ニードルカテーテル

切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、半導体レーザー用プローブを組織内に導入するために用いられるカテーテルについては、使用目的が異なることから細分化する。

④040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）（4）持続緩徐式血液濾過器【細分化】

旧機能区分	新機能区分
040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (4)持続緩徐式血液濾過器 ①標準型	040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (4)持続緩徐式血液濾過器 ①標準型
	<ul style="list-style-type: none"> → ア 一般用 → イ 超低体重患者用

新生児を含めた低体重の症例に対して、緩徐な除水管理と溶質除去を行いながら、循環動態への影響を抑えて治療できる0.4㎡以下の小膜面積の製品を細分化する。

④060 固定用内副子（スクリュー）／077 人工靭帯【細分化・合理化】

旧機能区分	新機能区分
060 固定用内副子（スクリュー） (5)その他のスクリュー ②特殊型 ア 軟骨及び軟部組織用 i 特殊固定用アンカー ii 座金型	060 固定用内副子（スクリュー） (5)その他のスクリュー ②特殊型 ア 軟骨及び軟部組織用 i 特殊固定用アンカー ii 座金型 iii 特殊固定用ボタン
077 人工靭帯 (1)固定器具なし (2)固定器具あり	077 人工靭帯 (1)固定器具なし (2)固定器具あり

人工靭帯の固定に使用する固定器具は、特殊固定用アンカーとして収載されている複数の穴を有する固定器具（ボタン）と同様の構造をしていることから、特殊固定用ボタンを特殊固定用アンカーと区別し、細分化した上で、人工靭帯を合理化する。

⑤061 固定用内副子（プレート）／071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨【細分化】

旧機能区分	新機能区分
061 固定用内副子（プレート） (9)その他のプレート ①標準 ア～イ 略 ウ 人工顎関節用 エ 頭蓋骨閉鎖用	061 固定用内副子（プレート） (9)その他のプレート ①標準 ア～イ 略 ウ 下顎骨用 エ 人工顎関節用 オ 頭蓋骨閉鎖用
071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (2)カスタムメイド人工骨 ①カスタムメイド人工骨(S)	071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (2)カスタムメイド人工骨 ①カスタムメイド人工骨(S)

下顎骨の外傷又は再建後の骨固定に使用する患者適合型プレートについて、人工骨とは使用方法及び構造が異なることから細分化し、固定用内副子（プレート）の(9)その他のプレート①標準の機能区分へ移動する。

⑥134 人工血管【合理化】

旧機能区分	新機能区分
134 人工血管 (1)永久留置型 ①大血管用 ア 分岐なし i 標準型 ii 特殊型	134 人工血管 (1)永久留置型 ①大血管用 ア 分岐なし

標準型が特殊型よりも高い償還価格となっており、不均衡を生じているため、合理化する。

旧機能区分	新機能区分
134 人工血管 (1)永久留置型 ①大血管用 エ 腹大動脈分岐用 i 標準型 ii 特殊型	134 人工血管 (1)永久留置型 ①大血管用 エ 腹大動脈分岐用

臨床現場における使用方法や構造の類似性を踏まえて、合理化する。

⑦207 人工鼻材料【細分化】

旧機能区分	新機能区分
207 人工鼻材料 (2)接続用材料 ①シール型	207 人工鼻材料 (2)接続用材料 ①シール型 ア 標準型 イ 特殊型

当該機能区分に属する一部の製品は、構造の工夫により、接着性の向上や製品寿命の延長等が示されていることから、特殊型として標準型と区別し、細分化する。

※在015 人工鼻材料についても同様。

2 名称の変更について

実態に合わせて、名称を変更する。

旧機能区分	新機能区分
066 人工肘関節用材料 (4)コンダイル	066 人工肘関節用材料 (4)関節摺動部材料
071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (3)カスタムメイドプレート	071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (3)カスタムメイド人工骨プレート
078 人工骨 (2)専用型 ⑨スクリュー併用用	078 人工骨 (2)専用型 ⑨椎体・スクリュー併用用
079 骨セメント (3)脊椎用	079 骨セメント (3)脊椎・大腿骨頸部用

3 機能区分の簡素化について

下記の機能区分については簡素化のため、令和4年3月31日をもって廃止となる。

112 ペースメーカー

- (2)デュアルチャンバ（Ⅰ型・Ⅱ型）
- (3)デュアルチャンバ（Ⅲ型）

120 生体弁

- (2)異種心膜弁(I)

凡例

本書は、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和4年3月4日厚生労働省告示第58号）のうち、別表Ⅰ（在宅医療）と別表Ⅱ（医学管理等、検査、画像診断、投薬、注射、処置、手術、麻酔、放射線治療）の特定保険医療材料に、通知で示される定義、保険上の留意事項等と主な適応疾患、関連手技等を加えて、材料価格基準告示の分野番号順に配した図書である。

1. 本書は分野ごとに、以下の事項を別表Ⅱ、別表Ⅰの順に掲載している。

分野番号・特定保険医療材料名（分野名）

材料価格基準告示の分野番号と特定保険医療材料名を掲載した。機能区分が多岐にわたるものについては細分化した。なお、欠番の分野番号は省略した。

一般名・目的

「特定保険医療材料の定義について」（令和4年3月4日保医発0304第12号）で示される一般的名称と定義を掲載した。原則一般的名称が4名称を超えた場合は、付録参照とした。

機能区分

分類されている区分数を掲載し、個々の機能区分の事項を掲載した。なお、欠番の機能区分番号は省略した。

個々の機能区分には次の事項を掲載した。

- 1) 機能区分名
- 2) 指定承認番号が設定されており、経過措置が定められているものには **指定** を付し、欄外にその材料価格を掲載
- 3) 改正により旧材料価格基準の機能区分から新材料価格基準の機能区分に変更されたもののうち、経過措置が定められているものには **旧区分** を付し、欄外にその材料価格を掲載
- 4) 診療報酬明細書に記載できる略称を **略称** を付して掲載
- 5) レセプト電算処理システム特定器材マスターのコードを **レセ** を付して掲載
- 6) 材料価格
- 7) 個々の機能区分に対する定義

保険メモ

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第9号）で示される、分野ごとの留意事項を掲載した。原則原文のままの掲載としたが、一部文意を損ねない範囲で改変した。

主な適応

特定保険医療材料が使用される主な傷病名を例示した。傷病名はレセプト電算処理シ

ステム傷病名マスターの表記に準拠しているため、本書の他の箇所とで一部漢字の不一致がある（例：頸部と頸部）。

本書に掲載した傷病名は例示であり、掲載している傷病名以外の傷病名が保険診療で認められないというものではない。

関連手技等

特定保険医療材料が使用される主な診療行為を例示した。

本書に掲載した診療行為は例示であり、掲載している診療行為以外に使用できないというものではない。

診療行為の名称は告示で示されている通り掲載した。部位等複数を1つにまとめて告示されている場合はそのまま掲載した。

例 057 人工股関節用材料

K081 人工骨頭挿入術

1 肩, 股

※人工股関節用の材料なので、対象は「股」のみであるが、告示では「肩, 股」となっているため、そのまま掲載した。

掲載した診療行為の算定上の留意事項は「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）より抜粋した。紙面の都合上全てを掲載していないので、算定にあたっては上記通知を参照すること。

製品写真・イラスト

当該特定保険医療材料の写真等を参考として掲載した。写真等の下に、製品名：会社名：機能区分略称を記載した。掲載する製品の選択、掲載する分野については特に基準は設けていない。

解説

当該特定保険医療材料及び使用される疾患等の説明を簡潔に示した。

2. 目次には、分野番号、分野名及び機能区分名を掲載した。

3. 巻末に付録として、以下の内容を掲載した。

- ◇薬事法上の類別・一般的名称
- ◇分野名索引
- ◇略称索引
- ◇レセ電コード索引

4. 本書は診療報酬の算定について補助・支援するものであり、診療報酬請求・審査上の妥当性を保証するものではない。

目次

医学管理等・検査・画像診断・ 投薬・注射・処置・手術・麻酔・ 放射線治療用特定保険医療材料

- 001 血管造影用シースイントロドューサー
セット 1
(1)一般用
①標準型
②特殊型
(2)蛇行血管用
(3)選択的導入用（ガイディングカテ
テルを兼ねるもの）
(4)大動脈用ステントグラフト用
①標準型
②特殊型
ア 65cm未満
イ 65cm以上
(5)遠位端可動型
- 002 ダイレーター 4
- 003 動脈圧測定用カテーテル 5
(1)肺動脈圧及び肺動脈楔入圧測定用カ
テーテル
(2)末梢動脈圧測定用カテーテル
- 004 冠状静脈洞内血液採取用カテーテル
..... 7
- 005 サーマダイリユーション用カテーテル
..... 8
(1)一般型
①標準型
ア 標準型
イ 輸液又はペーシングリード用
ルーメンあり
②混合静脈血酸素飽和度モニター機
能あり
③ペーシング機能あり
(2)連続心拍出量測定機能あり
①混合静脈血酸素飽和度モニター機
能あり
②混合静脈血酸素飽和度モニター機
能なし
(3)一側肺動脈閉塞試験機能あり
- 006 体外式連続心拍出量測定用センサー
..... 10
- 007 血管内超音波プローブ 11
(1)標準
①太径
②細径
(2)バルーン付
①太径
②細径
- 008 血管内視鏡カテーテル 13
- 009 血管造影用カテーテル 13
(1)一般用
(2)バルーン型(I)
(3)バルーン型(II)
(4)心臓マルチパーパス型
(5)サイジング機能付加型
- 010 血管造影用マイクロカテーテル 15
(1)オーバーワイヤー
①選択的アプローチ型
ア ブレードあり
イ ブレードなし
②造影能強化型
③デタッチャブルコイル用
(2)フローダイレクト
(3)遠位端可動型治療用
- 011 心臓造影用センサー付カテーテル 17
- 012 血管造影用ガイドワイヤー 19
(1)交換用
(2)微細血管用
- 013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイ
ドワイヤー 21
(1)一般用
(2)複合・高度狭窄部位用
- 014 冠動脈造影用センサー付ガイドワイ
ヤー 22
(1)フローセンサー型
(2)コンビネーション型
- 015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー
..... 23
(1)ガイドワイヤー
(2)僧帽弁誘導用スタイレット
- 016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸
入セット 24
- 017 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテー
テル 25
- 018 削除
- 019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
..... 26
(1)化学療法用
(2)標準型
(3)PCA型
(4)特殊型
- 020 削除
- 021 中心静脈用カテーテル 27

	(1)中心静脈カテーテル	
	①標準型	
	ア シングルルーメン	
	イ マルチルーメン	
	②抗血栓性型	
	③極細型	
	④カフ付き	
	⑤酸素飽和度測定機能付き	
	⑥抗菌型	
	(2)末梢留置型中心静脈カテーテル	
	①標準型	
	ア シングルルーメン	
	イ マルチルーメン	
	②特殊型	
	ア シングルルーメン	
	イ マルチルーメン	
022	削除	
023	涙液・涙道シリコンチューブ ……	32
024	脳・脊髄腔用カニューレ ……	32
	(1)排液用	
	①皮下・硬膜外用	
	②頭蓋内用	
	③脊髄クモ膜下腔用	
	(2)脳圧測定用	
025	套管針カテーテル ……	34
	(1)シングルルーメン	
	①標準型	
	②細径穿刺針型	
	(2)ダブルルーメン	
	(3)特殊型	
026	栄養カテーテル ……	35
	(1)経鼻用	
	①一般用	
	②乳幼児用	
	ア 一般型	
	イ 非DEHP型	
	③経腸栄養用	
	④特殊型	
	(2)腸瘻用	
027	気管内チューブ ……	37
	(1)カフあり	
	①カフ上部吸引機能あり	
	②カフ上部吸引機能なし	
	(2)カフなし	
028	胃管カテーテル ……	38
	(1)シングルルーメン	
	(2)ダブルルーメン	
	①標準型	
	②特殊型	
	(3)マグネット付き	

029	吸引留置カテーテル ……	39
029(1)	能動吸引型 ……	39
	①胸腔用	
	ア 一般型	
	i 軟質型	
	ii 硬質型	
	イ 抗血栓性	
	②心嚢・縦隔穿刺用	
	③肺全摘術後用	
	④創部用	
	ア 軟質型	
	イ 硬質型	
	⑤サンブドレーン	
029(2)	受動吸引型 ……	41
	①フィルム・チューブドレーン	
	ア フィルム型	
	イ チューブ型	
	②胆膵用	
	ア 胆管チューブ	
	イ 胆嚢管チューブ	
	ウ 膵管チューブ	
030	イレウス用ロングチューブ ……	42
	(1)標準型	
	①経鼻挿入型	
	②経肛門挿入型	
	(2)スプリント機能付加型	
031	腎瘻又は膀胱瘻用材料 ……	43
	(1)腎瘻用カテーテル	
	①ストレート型	
	②マレコ型	
	③カテーテルステント型	
	④腎盂バルーン型	
	(2)膀胱瘻用カテーテル	
	(3)ダイレーター	
	①シースあり	
	②シースなし	
	(4)穿刺針	
	(5)膀胱瘻用穿孔針	
032	経鼓膜換気チューブ ……	45
	(1)短期留置型	
	(2)長期留置型	
033	経皮的又は経内視鏡の胆管等ドレナージ 用材料 ……	45
	(1)カテーテル	
	(2)ダイレーター	
	①シースあり	
	②シースなし	
	(3)穿刺針	
	(4)経鼻法用ワイヤー	
	(5)経鼻法用カテーテル	

医学管理等・検査・画像診断・投薬・
注射・処置・手術・麻酔・
放射線治療用特定保険医療材料

001

血管造影用シースイントロデューサーセット

■一般名・目的

◆血管造影法、心臓血管造影、心臓カテーテル法等を行う際に、カテーテル等の挿入部位の確保を目的に使用するカテーテルである。◆血管造影等を目的に使用されるダイレーター、カテーテルシース、ガイドワイヤーのうちいずれか又は全てを組み合わせたもの。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 8区分

(1)一般用

①標準型 2,160円

〔レセ〕738150000

(ア) 血管造影等を行う際に使用するもの。(イ) [一般用/特殊型]、[蛇行血管用]、[選択的導入用]、[[大動脈ステントグラフト用]の全て]に該当しない。

②特殊型 2,160円

〔レセ〕738170000

(ア) 血管造影等を行う際に使用するもの。(イ) 血管造影等を行った後、装着したシースを透析の送血及び脱血に使用できるもの。

(2)蛇行血管用 2,760円

〔レセ〕738160000

(ア) 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する(薬液注入又は血栓吸引及び植込式心臓ペースメーカー用リード、植込型除細動器用カテーテル電極等を挿入するために使用するものを含む)もの。(イ) 次のいずれかに該当すること。(i) シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているもの。(ii) ピールアウェイ機能(分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能である)を有するもの。(iii) カテーテル挿入口を2個以上有するもの。(iv) 多側孔付(10孔以上)のもの。(v) マーカーを有するもの。

(3)選択的導入用(ガイドニングカテーテルを兼ねるもの) 13,900円

〔レセ〕710010001

(ア) 主として、心房・心室の検査において使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) プリシェイプされているもの。

(4)大動脈用ステントグラフト用

①標準型 29,900円

〔レセ〕710010270

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用する

もの。(イ) クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有する。

②特殊型

ア 65cm未満 29,900円

〔レセ〕710011163

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するもの。(イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤー又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有する。(ウ) シースの耐キック性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有する。(エ) シース作業長が65cm未満である。

イ 65cm以上 29,900円

〔レセ〕710011164

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するもの。(イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤー又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有する。(ウ) シースの耐キック性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有する。(エ) シース作業長が65cm以上である。

(5)遠位端可動型 118,000円

〔レセ〕710010274

(ア) 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造である。

■保険メモ

- 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレーター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレーターのみ使用する場合は、ダイレーターとして算定する。
- ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。
- 胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロデューサーは、血管造影用シースイントロデューサーセット

の蛇行血管用として算定する。

- (4) 遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。

■主な適応

〈共通〉冠動脈疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、心筋疾患、肺高血圧症、肺性心、不整脈、胸部大動脈瘤、腸骨動脈瘤、腹部大動脈瘤
 〈一般用／特殊型〉急性腎不全、慢性腎不全
 〈大動脈用ステントグラフト用〉洞不全症候群、徐脈性心房細動、第2度房室ブロック、第3度房室ブロック、完全房室ブロック、両心不全、重症心不全、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄兼閉鎖不全症

■関連手技等

全ての機能区分

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

- | | |
|-----------|--------|
| 1 右心カテーテル | 3,600点 |
| 2 左心カテーテル | 4,000点 |

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

注2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンプロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンプロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

注3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。

注4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

注5 循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装

置）として、7,200点を所定点数に加算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。

注7 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。

注8 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

注9 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

注10 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

E003 造影剤注入手技

3 動脈造影カテーテル法

イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合

3,600点

ロ イ以外の場合

1,180点

4 静脈造影カテーテル法

3,600点

K546 経皮的冠動脈形成術

1 急性心筋梗塞に対するもの

36,000点

2 不安定狭心症に対するもの

22,000点

3 その他のもの

19,300点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K547 経皮的冠動脈粥腫切除術

28,280点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）

1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの

24,720点

2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの

24,720点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K549 経皮的冠動脈ステント留置術

1 急性心筋梗塞に対するもの

34,380点

2 不安定狭心症に対するもの

24,380点

- 3 その他のもの 21,680点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- K550 冠動脈内血栓溶解療法 17,720点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術 19,640点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- K561 スtentグラフト内挿術
1 血管損傷の場合 43,830点
2 1以外の場合
イ 胸部大動脈 56,560点
ロ 腹部大動脈 49,440点
ハ 腸骨動脈 43,830点
- K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術
1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの 40,760点
2 その他のもの 34,370点
注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。
注2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。
注3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- 一般用／特殊型**
- J038 人工腎臓（1日につき）
1 慢性維持透析を行った場合1
イ 4時間未満の場合 1,885点
ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,045点
ハ 5時間以上の場合 2,180点
2 慢性維持透析を行った場合2
イ 4時間未満の場合 1,845点
ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,005点
ハ 5時間以上の場合 2,135点
3 慢性維持透析を行った場合3
イ 4時間未満の場合 1,805点
ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,960点
ハ 5時間以上の場合 2,090点
4 その他の場合 1,580点
- 大動脈用Stentグラフト用**
- K555-2 経カテーテル弁置換術
2 経皮的動脈弁置換術 39,060点
3 経皮的肺動脈弁置換術 39,060点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

- K597 ペースメーカー移植術
3 リードレスペースメーカーの場合 9,520点



ダイレクター シース

〈ラジフォーカス イントロデューサーⅡH：テルモ：一般用〉

■解説

シースイントロデューサーセットは、通常、血管内留置針あるいは金属性の外套管を有する穿刺針等の誘導針、ガイドワイヤー、ダイレクター（血管を拡張するカテーテル）、シース（挿入目的とするカテーテルより少し太いカテーテル）の4点で構成される。

シースは、従来の経皮的カテーテル法では挿入できなかった先端孔のない（側孔のみの）カテーテルの挿入や、シースを介して目的の違うカテーテルを入れ替えて挿入することが可能になった。

「112」ペースメーカーのリード一体型、「146」大動脈用Stentグラフト、「182」経カテーテル人工生体弁セット／自己拡張型人工生体弁システムを留置する際に使用するシースイントロデューサーは、本分野の(4)大動脈用Stentグラフト用に区分されている。血管造影後にそのまま透析の送脱血に使用できる製品もあり、こちらは一般用／特殊型に区分されている。

【留意事項通知由来のレセ電及び材料価格】

ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセット 2,760円

〔レセ〕 739280000

胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー 2,760円

〔レセ〕 710010025

017 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

■一般名・目的

◆一般の名称が直腸用チューブ、バリウム用浣腸キット、バリウム注腸向け直腸用カテーテルである。◆下部消化管造影検査の際に、自動注腸機と連動させ、造影剤を下部消化管に注入することを目的に使用するディスプレイの直腸カテーテルである。◆造影剤注入管、空気注入管、排泄管が注入口まで独立している構造であって、各管又は各分岐管に逆流を防止する弁（逆止弁）を有する。◆挿入部にカテーテルを固定するため、内側バルーンと外側バルーンを有する。

■機能区分 1区分

3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

1,120円

☎ 728040000

■保険メモ

- (1) 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルは、区分番号「E003」の「6」の「イ」注腸を実施した場合に算定できる。
- (2) 一般の名称が「腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル」でカテーテルを固定するバルーンが内側のみのものは、3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテルとして算定できる。

■主な適応

大腸癌，大腸ポリープ

■関連手技等

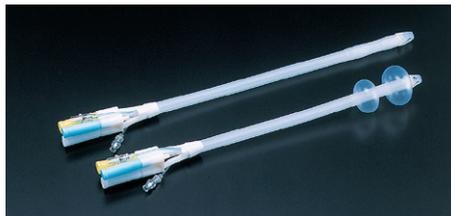
E003 造影剤注入手技

6 腔内注入及び穿刺注入

イ 注腸

300点

【留意事項】(1) 造影剤注入手技料は、造影剤使用撮影を行うに当たって造影剤を注入した場合に算定する。ただし、同一日に静脈内注射又は点滴注射を算定した場合は造影剤注入手技の「1」点滴注射の所定点数は重複して算定できない。(5)「6」の「イ」注腸を実施する際の前処置として行った高位浣腸の処置料は所定点数に含まれ、別途算定できない。



(Yチューブ：クリエートメディック)

■解説

本カテーテルは、①バリウム注入管②バルーンをふくらませるための空気注入管③バリウムを排泄するためのドレーン管の3管構造となっており、それぞれの管に逆止弁がついている。

注腸検査の目的で作られた直腸カテーテルであり、自動排泄ができるために被検者の苦痛が少ないのが特徴である。また、自動注入装置による遠隔操作で行うため、術者の被曝を減らすことができる。

019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

■一般名・目的

◆一般的な名称が加圧式医薬品注入器、患者管理無痛法用輸液ポンプである。◆疼痛管理又は化学療法を目的として使用される携帯型ディスポーザブル注入ポンプである。

■機能区分 4区分

(1)化学療法定 3,180円

〔レセ〕710010651

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) 抗悪性腫瘍剤等、揮発性の高い医薬品を使用するための気密性を保持し、簡単に溶液が取り出せないような構造上の工夫がなされている。(ウ) PCA装置との接続部分が存在しない。

(2)標準型 3,090円

〔レセ〕738240000

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) PCA機能を有さず、PCA装置との接続部分も存在しない。

(3)PCA型 4,270円

〔レセ〕710010912

(ア) 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプである。(イ) PCA装置及び注入ポンプが含まれている。

(4)特殊型 3,240円

〔レセ〕710011120

(ア) マイクロポンプを駆動源とし、あらかじめ設定された投与速度又は投与量に従って連続（持続）注入、非連続（間欠）注入又はボラスを制御するポンプである。(イ) 抗悪性腫瘍剤等、揮発性の高い医薬品を使用するための気密性を保持し、簡単に溶液が取り出せない構造の工夫がなされている。(ウ) PCA機能が使用可能である。

■保険メモ

- (1) PCA型は、注射又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に、PCA (Patient Controlled Analgesia) のために用いた場合に算定できる。なお、当該材料を算定する場合には、第6部注射の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。
- (2) 特殊型については、PCAスイッチを組み合わせて使用した場合は、第6部注射の通則

第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。

■主な適応

〈化学療法定〉化学療法

〈標準型・PCA型〉疼痛管理、難治性疼痛

〈特殊型〉化学療法、疼痛管理、難治性疼痛

■関連手技等

L003 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）（麻酔当日を除く。）

80点

L105 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）

80点



〈クーデックバルーンジェクター：大研医器〉



〈クーデックシリンジェクター：大研医器〉

在宅医療用
特定保険医療材料

在001 腹膜透析液交換セット

■一般名・目的

◆腹膜透析療法を実施する際に使用する交換キット又は回路である。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 4区分

(1)交換キット 554円

〔レセ〕732670000

腹膜透析用接続チューブ、腹膜透析液容器若しくは回路のいずれか又は全部を接続又は切り離しすることを目的に使用するセット（キャップ又は銅板（ウエハー）を含む）である。

(2)回路

①Yセット 884円

〔レセ〕732680000

(ア) 次のいずれかに該当すること。(i) 腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。(ii) 腹膜透析液を追加することを目的にAPDセットと併用するチューブである。(iii) 連続携行式腹膜透析（CAPD）を実施している患者が、自動腹膜透析装置により腹膜透析液を交換する際に使用する延長用チューブである。(iv) APDセットに接続して、検体を採取することを目的に使用するチューブである。(v) 熱殺菌器を使用することにより短くなった接続チューブを延長するために使用するチューブである。(vi) 紫外線殺菌器又は熱殺菌器を使用している患者が、一時的に機器を用いず腹膜透析液の交換を行う際に、接続チューブに接続するチューブである。(イ) [APDセット]、[IPDセット] に該当しない。

②APDセット 5,470円

〔レセ〕732690000

落差又はポンプ圧を利用した自動腹膜灌流装置を用いて腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

③IPDセット 1,040円

〔レセ〕732700000

緊急時に自動腹膜灌流装置を用いず腹膜透析を行う際に、腹膜透析用カテーテルと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

■保険メロ

(1) 交換キットは、キャップ又はクラムシェルの場合には1個を、ウエハーの場合には2枚を1キットとし、1交換当たり1キットを限度と

して算定する。

- (2) 交換キットは、自動腹膜透析装置を使用する場合は、APDセット1個当たり4キット分を限度として算定する。
- (3) 交換キットは、バッグ再利用式（排液バッグ付き腹膜透析液又は回路を使用しない方法）により腹膜透析液を交換した場合は、1交換当たり2キット分を限度として算定する。

■主な適応

慢性腎不全，急性腎不全

■関連手技等

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,000点

注1 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の場合に対して、在宅自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

注2 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号J038に掲げる人工腎臓又はJ042に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

注3 注1に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月1回に限り115点を所定点数に加算する。

【留意事項】(1)「注1」の「頻回に指導管理を行う必要がある場合」とは、次のような患者について指導管理を行う場合をいう。

ア 在宅自己連続携行式腹膜灌流の導入期にあるもの

イ 糖尿病で血糖コントロールが困難であるもの

ウ 腹膜炎の疑い、トンネル感染及び出口感染のあるもの

エ 腹膜の透析効率及び除水効率が著しく低下しているもの

オ その他医師が特に必要と認めるもの

(2) 1か月に2回以上在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に(1)のアからオまでの中から該当するものを明記する。

(3) 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者（入院中の患者を除く。）は週1回を限度として、区分番号「J038」人工腎臓又は区分番号「J042」腹膜灌流の1

の連続携行式腹膜灌流のいずれか一方を算定できる。なお、当該管理料を算定している患者に対して、他の医療機関において連続携行式腹膜灌流を行っても、当該所定点数は算定できない。また、当該管理料を算定している患者に対して、他の保険医療機関において人工腎臓を行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄に区分番号「J038」人工腎臓を算定している他の保険医療機関名及び他の保険医療機関での実施の必要性を記載すること。

(4) 遠隔モニタリング加算は、以下の全てを実施する場合に算定する。

ア 自動腹膜灌流用装置に搭載された情報通信機能により、注液量、排液量、除水量、体重、血圧、体温等の状態について継続的なモニタリングを行うこと。

イ モニタリングの状況に応じて、適宜患者に来院を促す等の対応を行うこと。

ウ 当該加算を算定する月にあっては、モニタリングにより得られた所見等及び行った指導管理の内容を診療録に記載すること。

エ モニタリングの実施に当たっては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応すること。

C154 紫外線殺菌器加算 360点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

【留意事項】在宅自己連続携行式腹膜灌流液交換用熱殺菌器を使用した場合には、紫外線殺菌器加算の点数を算定する。

C155 自動腹膜灌流装置加算 2,500点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

■解説

腹膜透析は腎不全に対する有効な手段であり、連続携行式腹膜透析（CAPD）の開発により、患者が自分で腹膜透析を行えるようになった。1日4回程度、透析液を自ら交換する。腹膜透析液バッグの接続等に用いるキャップ、銅版（ウエハー）等関連用具を含む交換キット、バッグと接続チューブをつなぐ回路を腹膜透析液交換セットという。

回路については、次の通り。

1) 回路/Yセット 通常、CAPDは1日4回透析バッグを交換する。1回2Lの透析液を腹腔に注入し、約6時間、自由に行動ができる。Yセットはバッグ交換時に使うディスプレイチューブである。

2) 回路/APDセット 通常、8～12時間おきに自動腹膜透析装置を用いて透析液の交換に使う回路である。

3) 回路/IPDセット 緊急時に自動装置を用いず、落差を利用し、0.5～2Lの透析液交換を繰り返すための回路で、透析液バッグに接続するチューブ、腹腔へ透析液を注入又は排出するチューブ及び排出した透析液を排液するチューブからなる。

付 録

薬事承認・認証の類別・一般的名称……	371
分野名索引……	393
略称索引……	397
レセ電コード索引……	405

〈薬事承認・認証の類別・一般の名称〉

〔001〕血管造影用シースイントロデューサーセット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓用カテーテルイントロデューサキット」、「カテーテルイントロデューサ」、「ヘパリン使用カテーテルイントロデューサ」、「静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「イントロデューサ」、「中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ガイディング用血管内カテーテル」又は「止血弁付カテーテルイントロデューサ」であること。

〔002〕ダイレター

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓用カテーテルイントロデューサキット」、「カテーテルイントロデューサ」若しくは「止血弁付カテーテルイントロデューサ」、又は類別が「機械器具(5)医療用拡張器」であって、一般の名称が「カテーテル拡張器」であること。

〔003〕動脈圧測定用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「非中心循環系動脈用カテーテル」又は「肺動脈用カテーテル」であること。

〔004〕冠状静脈洞内血液採取用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「冠状静脈洞内血液採取用カテーテル」であること。

〔005〕サーモダイリューション用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓用カテーテル型電極」、「ヘパリン使用心臓用カテーテル型電極」、「サーモダイリューション用カテーテル」、「ヘパリン使用サーモダイリューション用カテーテル」、「酸素飽和度モニタ付サーモダイリューション用カテーテル」又は「ヘパリン使用酸素飽和度モニタ付サーモダイリューション用カテーテル」であること。

〔006〕体外式連続心拍出量測定用センサー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(2)内臓機能検査用器具」であって、一般の名称が「単回使用圧トランスデューサ」であること。

〔007〕血管内超音波プローブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「非中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内超音波カテーテル」であること。

〔008〕血管内視鏡カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用鏡」であって、一般の名称が「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」であること。

〔009〕血管造影用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「血管造影用カテーテル」、「医薬品投与血管造影用カテーテル」、「中心循環系血管造影用カテーテル」、「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」、「血管造影キット」、「医薬品投与血管造影キット」、「心室向け心臓用カテーテル」、「医薬品投与マルチルーメンカテーテル」、「肺動脈用カテーテル」又は「非中心循環系血管内カテーテル」であること。

〔010〕血管造影用マイクロカテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「血管造影用カテーテル」、「医薬品投与血管造影用カテーテル」、「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」、「非中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」、「中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」、「血管造影キット」、「医薬品投与血管造影キット」、「非中心循環系血管内カテーテル」、「マイクロカテーテル」又は「中心循環系マイクロカテーテル」であること。

〔011〕心臓造影用センサー付カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心循環系先端トランスデューサ付カ

テータル」又は「ヘパリン使用中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」であること。

〔012〕血管造影用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、「血管用カテーテルガイドワイヤ」、「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用血管用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

〔013〕経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

〔014〕冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「心臓用カテーテル先端型流量式トランスデューサ」であること。

〔015〕弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「弁拡張向けカテーテル用ガイドワイヤ及びスタイレット」であること。

〔016〕テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(10)放射線物質診療用器具」であって、一般の名称が「肺換気機能検査用テクネガス発生装置」であること。

〔017〕3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「直腸用チューブ」、「バリウム用浣腸キット」又は「バリウム注腸向け直腸用カテーテ

ル」であること。

〔019〕携帯型ディスプレイ注入ポンプ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)医薬品注入器」であって、一般の名称が「加圧式医薬品注入器」又は「患者管理無痛法用輸液ポンプ」であること。

〔021〕中心静脈用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「中心静脈用カテーテル」、「抗菌作用中心静脈用カテーテル」、「ヘパリン使用中心静脈用カテーテル」、「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテル」、「中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ヘパリン使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「抗菌作用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、「血管用カテーテルガイドワイヤ」、「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」又は「ヘパリン使用末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」であること。

〔023〕涙液・涙道シリコンチューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「涙液・涙道シリコンチューブ」又は「ヘパリン使用涙液・涙道シリコンチューブ」であること。

〔024〕脳・脊髄腔用カニューレ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「脳脊髄液用カテーテル」、「脳室向け脳神経外科用カテーテル」、「脳用カテーテル」、「開頭術用ドレナージキット」、「脳室用ドレナージキット」、「中枢神経系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「頭蓋内圧測定用トランスデューサ付カテーテル」であること。

〔025〕套管針カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般の名称が「創用ドレーン」、「胸部排液用チューブ」、「ヘパリン使用胸部排液用チューブ」、「ウロキ

〈分野名索引〉

- 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル
017 25
PTAバルーンカテーテル 133(3) 232
- あ**
- 胃管カテーテル 028 38
胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ
096 154
イレウス用ロングチューブ 030 42
陰圧創傷治療用カートリッジ 180 307
陰圧創傷治療用カートリッジ 在014 366
植込型骨導補聴器 174 302
植込型骨導補聴器(直接振動型) 211 339
植込型除細動器 117 193
植込型除細動器用カテーテル電極
118 194
植込型心電図記録計 155 283
植込型舌下神経電気刺激装置 210 338
植込型脳・脊髄電気刺激装置 087 146
植込型迷走神経電気刺激装置 160 290
植込型輸液ポンプ 110 182
植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル
111 183
植込式心臓ペースメーカー用リード
113 186
栄養カテーテル 026 35
エキシマレーザー血管形成用カテーテル
133(22) 250
遠心式体外循環用血液ポンプ 125 210
横隔神経電気刺激装置
203 330
オープン型ステントグラフト 185 313
オクリュージョンカテーテル 133(6) 236
オプション部品 059 86
- か**
- ガイディングカテーテル 132 229
ガイドワイヤー 197 323
下肢再建用人工関節用材料 070 113
下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル
133(16) 245
カスタムメイド人工関節及びカスタムメイ
ド人工骨 071 114
下大静脈留置フィルターセット
133(4) 235
カプセル型内視鏡 148 272
- 冠状静脈洞内血液採取用カテーテル
004 7
冠動脈灌流用カテーテル 133(5) 236
冠動脈狭窄部貫通用カテーテル
130(2) 223
冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー
014 22
冠動脈用ステントセット 130(3) 224
機械弁 119 196
気管・気管支・大静脈ステント
094 153
気管支手術用カテーテル 186 313
気管支用充填材 179 306
気管切開後留置用チューブ 038 53
気管内チューブ 027 37
吸引留置カテーテル 029 39
吸着型血液浄化器(β₂-ミクログロブリン
除去用) 040(3) 60
吸着型血液浄化器(β₂-ミクログロブリン
除去用) 在006(2) 356
吸着式血液浄化用浄化器(エンドトキシン
除去用) 047 69
吸着式血液浄化用浄化器(肝性昏睡用又は
薬物中毒用) 048 71
吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化
症用) 209 337
胸郭変形矯正用材料 152 280
狭窄部貫通用カテーテル 133(15) 245
胸水・腹水シャントバルブ 109 181
局所陰圧閉鎖処置用材料 159 287
局所陰圧閉鎖処置用材料
在013 365
緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル
042 64
経カテーテル人工生体弁セット 182 310
経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラ
フト付き) 215 342
経鼓膜換気チューブ 032 45
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
019 26
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
在007 357
頸動脈用ステントセット 133(14) 244
経皮のカテーテル心筋焼灼術用カテーテル
123 203
経皮の冠動脈形成術用カテーテル
130(1) 221

〈略称索引〉

- A**
- AB-01 (人工骨) 078 127
 AB-02 (人工骨) 078 127
 AB-04 (人工骨) 078 127
 AB-05 (人工骨) 078 127
 AB-06 (人工骨) 078 128
 AB-06-2 (人工骨) 078 128
 AB-06-3 (人工骨) 078 128
 AB-07 (人工骨) 078 128
 AB-10 (人工骨) 078 128
 AB-11 (人工骨) 078 128
 AB-13 (人工骨) 078 128
 AB-14 (人工骨) 078 128
 AB-15 (人工骨) 078 128
 AB-16 (人工骨) 078 128
 AB-17 (人工骨) 078 128
 AB-19 (人工骨) 078 128
 AB-19-2 (人工骨) 078 129
 AB-19-3 (人工骨) 078 129
 AT-1 (人工足関節) 067 110
 AT-2 (人工足関節) 067 110
- C**
- CP-1 (カスタムメイド人工関節)
 071 114
 CP-2M (カスタム人工骨) 071 114
 CP-2S (カスタム人工骨) 071 114
 CQ (カスタムプレート) 071 114
 CS採血カテ 004 7
- E**
- EB-1 (人工肘関節) 066 109
 EB-2 (人工肘関節) 066 109
 EC-1 (人工肘関節) 066 109
 EH-1-3 (人工肘関節) 066 109
 ER-3 (人工肘関節) 066 109
 EU-2 (人工肘関節) 066 109
- F**
- F1-a (固定用内副子) 060 89
 F1-b-2-2 (固定用内副子) 060 89
 F1-b-3 (固定用内副子) 060 89
 F1-b-4 (固定用内副子) 060 89
 F1-c-1 (固定用内副子) 060 89
 F1-c-2 (固定用内副子) 060 89
 F2-a-1 (固定用内副子) 061 95
 F2-a-2 (固定用内副子) 061 95
 F2-b-1 (固定用内副子) 061 95
 F2-b-2 (固定用内副子) 061 96
 F2-c (固定用内副子) 061 96
 F2-d-1 (固定用内副子) 061 96
 F2-d-2 (固定用内副子) 061 96
 F2-e (固定用内副子) 061 96
 F2-f (固定用内副子) 061 96
 F4-a (髓内釘) 073 117
 F4-c (髓内釘) 073 117
 F4-d (髓内釘) 073 117
 F4-e (髓内釘) 073 117
 F4-f-1 (髓内釘) 073 117
 F4-f-2 (髓内釘) 073 117
 F4-f-3 (髓内釘) 073 117
 F4-j (髓内釘) 073 117
 F4-k (髓内釘) 073 117
 F5-a (固定釘) 074 119
 F5-b (固定釘) 074 119
 F6-a-1 (金属線) 075 120
 F6-a-2 (金属線) 075 120
 F6-a-3 (金属線) 075 120
 F6-b (金属線) 075 120
 F7-a (金属ピン) 076 123
 F7-b-1 (金属ピン) 076 123
 F7-b-2 (金属ピン) 076 123
 F7-c-1 (金属ピン) 076 123
 F7-c-2 (金属ピン) 076 123
 F7-c-3 (金属ピン) 076 123
 F8 (靭帯) 077 126
 F9-a-1 (吸収性接合材) 080 134
 F9-a-2 (吸収性接合材) 080 134
 F9-a-3 (吸収性接合材) 080 134
 F9-b (吸収性接合材) 080 134
 F9-c (吸収性接合材) 080 134
 F9-d-1 (吸収性接合材) 080 134
 F9-g (吸収性接合材) 080 135
 F9-h-1 (吸収性接合材) 080 135
 F9-h-2 (吸収性接合材) 080 135
 F9-i (吸収性接合材) 080 135
 F9-j (吸収性接合材) 080 135
 F9-k (吸収性接合材) 080 135
 F9-k-2 (吸収性接合材) 080 135
 F10-a-1 (副木) 056 78
 F10-a-2 (副木) 056 78
 F10-a-3 (副木) 056 78
 F10-a-4 (副木) 056 78
 F10-b-1 (副木) 056 78

〈レセ電コード索引〉

特定器材コード	分野番号	告示名	頁
705040000	002	ダイレーター	4
710010001	001	血管造影用シースイントロデューサーセット／選択的導入用（ガイドリングカテーテルを兼ねるもの）	1
710010004	021	中心静脈用カテーテル／中心静脈カテーテル／標準型／シングルルーメン	27
710010006	040(5)	人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）／ヘモダイヤフィルタ	63
710010007	063	固定用内副子用ワッシャー，ナット類／ワッシャー	102
710010009	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（固定型）	103
710010010	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）／標準型	103
710010011	094	気管・気管支・大静脈ステント／一時留置型／ストレート型	153
710010012	094	気管・気管支・大静脈ステント／永久留置型／標準型	153
710010014	124	ディスプレイザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能あり）／一般用	206
710010015	124	ディスプレイザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能なし）／一般用	206
710010016	129	補助人工心臓セット／体外型／成人用	217
710010018	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／一般型	224
710010019	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／救急処置型	224
710010020	133(1)	血管内手術用カテーテル／経皮的脳血管形成術用カテーテル／先端閉鎖型	231
710010021	133(1)	血管内手術用カテーテル／経皮的脳血管形成術用カテーテル／先端開放型	231
710010022	135	尿路拡張用カテーテル／尿管・尿道用	255
710010023	135	尿路拡張用カテーテル／腎瘻用	255
710010025	001	胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー	3
710010026	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／再狭窄抑制型	224
710010027	133(10)	血管内手術用カテーテル／塞栓用コイル／コイル／水圧式・ワイヤー式データチャブル型	241
710010028	143	網膜硝子体手術用材料	263
710010035	006	体外式連続心拍出量測定用センサー	10
710010043	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(S)	114
710010044	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(M)	114
710010046	080	合成吸収性骨片接合材料／中空スクリュー	134
710010047	087	植込型脳・脊髄電気刺激装置／疼痛除去用／8極用	146
710010048	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マイクロホン	149
710010049	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信コイル	149
710010050	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信ケーブル	149
710010051	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マグネット	149
710010052	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／接続ケーブル	149
710010053	110	植込型輸液ポンプ	182
710010054	111	植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル／標準型	183
710010055	131	経皮的心房中隔欠損閉鎖セット	228